

3 平成 27 年度高齢者地域福祉推進事業に係る追加協議について

(写)

老振発 1210 第 1 号
平成 27 年 12 月 10 日

都道府県
各 指定都市 高齢者保健福祉主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長
(公印省略)

平成 27 年度高齢者地域福祉推進事業に係る追加協議について

平素より高齢者保健福祉行政の推進にご協力いただき篤く御礼申し上げます。
さて、標記事業につきましては、平成 27 年 10 月 22 日付けで内示(追加分は、平成 27 年 11 月 19 日付け)をしたところですが、予算に残額が生じているため、今般、下記のとおり追加協議を受け付けることといたしました。

貴職におかれては、管内市区町村にも追加協議の有無を確認の上、下記のとおり追加協議資料の提出をお願いいたします。

記

1. 本通知により追加協議に係る資料の提出を依頼する事業
(目) 在宅福祉事業費補助金のうち高齢者地域福祉推進事業

2. 留意事項

特に、以下の事業について、積極的に追加協議を実施していただきますようお願いいたします。(既に当該事業の国庫補助を内示済みの老人クラブや市町村老人クラブ連合会等に対する助成であっても、対象経費が重複しなければ、追加協議が可能です。)

- ・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のサービス提供者として老人クラブを想定している市区町村において、老人クラブが実施するその準備や試行的なサービス提供に係る経費への助成を行う事業
- ・ 老人クラブが、総合事業とは別の形で生活支援サービスの担い手として活動をしており、その活動費に対しての助成を行う事業 等

なお、当該予算は、平成 27 年 4 月からの実施事業に遡って補助金を支出することが可能ですので念のため申し添えます。

3. 提出資料

別紙 「平成 27 年度高齢者地域福祉推進事業国庫補助協議書」

4. 提出期限

平成 28 年 1 月 13 日 (水)

5. 提出方法

提出資料について、Eメールにて送信のうえ、原本を郵送してください。
なお、追加協議が無い場合には連絡不要です。

6. その他

(1) 提出資料の作成にあたっては、「事前協議通知」を参考にしてください。

別紙には追加分の金額のみを記載していただくよう御願いたします。

(2) 必要に応じて、追加の資料提出やヒアリング等を実施することがありますので、ご注意ください。

(担当者)

厚生労働省老健局振興課予算係 大塚

TEL : 03-5253-1111 (内線3935)

FAX : 03-3503-7894

E-mail:shinkou-yosan@mhlw.go.jp

平成27年度高齢者地域福祉推進事業国庫補助追加協議書

<都道府県名>

事業名	国庫補助対象額 A	国庫補助協議額 B	国庫補助所要額 C
高齢者地域福祉推進事業	総事業費のうち、対象経費として認められる経費の積み上げを記入すること	(1)及び(2)の事業については、都道府県補助予定額(国庫を含めた補助額)と都道府県補助所要額(A×2/3)のいずれか低い金額を記入し、(3)及び(4)の事業については、都道府県補助予定額を記入すること	補助率 1/2
(1)老人クラブ事業			
(2)市町村老人クラブ連合会事業			
ア 活動促進に対する助成			
イ 健康づくり・介護予防支援事業			
ウ 地域支え合い事業			
エ 若手高齢者組織化・活動支援事業			
オ 市町村老連活動支援体制強化事業			
合計			
(3)都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業			
ア 老人クラブ等活動推進事業			
イ 健康づくり・介護予防支援事業			
ウ 地域支え合い事業			
エ 若手高齢者組織化・活動支援事業			
合計			
(4)その他、高齢者の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする等都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う事業として適当と認められる事業			
(1)～(4)合計			

※ 国庫補助所要額C欄については、(1)～(4)の各事業別に千円未満の端数を切り捨てること。

※ 本補助金において、非対象経費及び事業は以下のとおり。

- ①単なる娯楽事業(例:親睦会や旅行、忘年会等)及びそれらに供する旅費、飲食費
- ②実施主体が老人クラブ、市町村・都道府県・指定都市老人クラブ連合会以外の事業に係る経費
- ③その他、社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの。

(例示)

- ・本人負担とすることが適当であるもの(例:史跡への拝観料、保険料(注1)等)
(注1)ただし、
 - ・老人クラブ等の団体単位で加入し、クラブの活動中の対人・対物事故を補償の対象とし、会員本人への補償を行わない損害保険や
 - ・老人クラブ等の団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象とした損害保険はこれに含まない。
- ・個人の利益となるような物品等(注2)にかかる経費
(注2)ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、環境美化活動事業等への参加者への茶菓及び料理教室の食材費等はこれに含まない。

平成27年度高齢者地域福祉推進事業国庫補助追加協議書

< 指定都市名 >

事業名	国庫補助 対象額 A	国庫補助 協議額 B	国庫補助 所要額 C
高齢者地域福祉推進事業	総事業費のうち、対象経費として認められる経費の積み上げを記入すること	指定都市補助予定額（国庫を含めた補助額）を記入すること	(1)及び(2) 補助率 1/3 (3)及び(4) 補助率 1/2
(1)老人クラブ事業			
(2)市町村老人クラブ連合会事業			
ア 活動促進に対する助成			
イ 健康づくり・介護予防支援事業			
ウ 地域支え合い事業			
エ 若手高齢者組織化・活動支援事業			
オ 市町村老連活動支援体制強化事業			
合計			
(3)都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業			
ア 老人クラブ等活動推進事業			
イ 健康づくり・介護予防支援事業			
ウ 地域支え合い事業			
エ 若手高齢者組織化・活動支援事業			
合計			
(4)その他、高齢者の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする等都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う事業として適当と認められる事業			
(1)～(4)合計			

※ 国庫補助所要額C欄については、各事業別に千円未満の端数を切り捨てること。

※ 本補助金において、非対象経費及び事業は以下のとおり。

- ①単なる娯楽事業（例：親睦会や旅行、忘年会等）及びそれらに供する旅費、飲食費
- ②実施主体が老人クラブ、市町村・都道府県・指定都市老人クラブ連合会以外の事業に係る経費
- ③その他、社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの。

（例 示）

- ・本人負担とすることが適当であるもの（例：史跡への拝観料、保険料（注1）等）
（注1）ただし、
 - ・老人クラブ等の団体単位で加入し、クラブの活動中の対人・対物事故を補償の対象とし、会員本人への補償を行わない損害保険や
 - ・老人クラブ等の団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象とした損害保険はこれに含まない。
- ・個人の利益となるような物品等（注2）にかかる経費
（注2）ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、環境美化活動事業等への参加者への茶菓及び料理教室の食材費等はこれに含まない。

平成27年度高齢者地域福祉推進事業国庫補助追加協議書

< 中核市名 >

事業名	国庫補助対象額 A	国庫補助協議額 B	国庫補助所要額 C
高齢者地域福祉推進事業	総事業費のうち、対象経費として認められる経費の積み上げを記入すること	中核市補助予定額（国庫を含めた補助額）を記入すること	補助率 1 / 3
(1) 老人クラブ事業			
(2) 市町村老人クラブ連合会事業			
ア 活動促進に対する助成			
イ 健康づくり・介護予防支援事業			
ウ 地域支え合い事業			
エ 若手高齢者組織化・活動支援事業			
オ 市町村老連活動支援体制強化事業			
合計			
(1) ~ (2) 合計			

※ 国庫補助所要額C欄については、各事業別に千円未満の端数を切り捨てること。

※ 本補助金において、非対象経費及び事業は以下のとおり。

- ①単なる娯楽事業（例：親睦会や旅行、忘年会等）及びそれらに供する旅費、飲食費
- ②実施主体が老人クラブ、市町村・都道府県・指定都市老人クラブ連合会以外の事業に係る経費
- ③その他、社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの。

（例 示）

- ・本人負担とすることが適当であるもの（例：史跡への拝観料、保険料（注1）等）
（注1）ただし、
 - ・老人クラブ等の団体単位で加入し、クラブの活動中の対人・対物事故を補償の対象とし、会員本人への補償を行わない損害保険や
 - ・老人クラブ等の団体単位で加入し、ボランティア活動中の補償のみを対象とした損害保険はこれに含まない。
- ・個人の利益となるような物品等（注2）にかかる経費
（注2）ただし、スポーツ大会での結果を表彰するトロフィー、環境美化活動事業等への参加者への茶菓及び料理教室の食材費等はこれに含まない。